

第 3 5 7 回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 1 2 月 1 6 日 (金) 13:55-15:35
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、豊崎辰輝、
柏木正弘、團 昭紀、中西 敬、今治清孝、
福井典代、中村秀美
- 4 欠席委員 島崎勝弘、三原敏夫、濱 竹美、平尾義徳、
三木真之
- 5 事務局 池脇事務局長、加藤主査兼係長
- 6 県出席者 赤澤係長、妹尾主任、吉田主任主事
- 7 議 題
 - (1) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 5 管理年度に
おける徳島県漁獲可能量の設定について
 - (2) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について
 - (3) あわびの殻長制限に係る委員会指示について
 - (4) 遊漁者等の漁具漁法の制限強化に係る委員会指示について
 - (5) 知事許可漁業の申請期間について
 - (6) 第 4 5 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の概要について
 - (7) 第 3 8 回太平洋広域漁業調整委員会の概要について
 - (8) その他

8 議事

局長： 定刻より少し早いですが、委員さんお揃いになりましたので、これより第357回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中10名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長： 皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中、また師走のお忙しいなかご出席いただきまして、ありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第357回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、柏木委員さんと團委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議題1は、「まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

水産振興課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 参考までに、現況はどれくらいの漁獲水準ですか。実際には。

水産振興課： 本県の漁獲量は、マアジでは令和3年度、県で把握している分で188トンです。マイワシにつきましては49トンになっております。

委員： なるほど。少ないんですね。TAC割当てというよりも、現状の方がもっと獲れていないということなんですね。

水産振興課： そうですね。割当てに対しては。

会長： ほかにございませんか。無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題2に移りたいと思います。議題2は、「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料2により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

委員： これくらいだったらいけるかなと。定置に入りよるんが、黒潮の大蛇行で水温の低下が遅れて、僕らの感覚で2度高いかなというのがあるんで、どうしても沿岸域を移動しよるといって。シイラ類も浅い。いつもよりここらであれば17度の潮が下がってきてもいいが、この寒波で上が冷えても19度後半から20度くらい。それで定置網に時期的に遅れて入りよるかな。減枠の100キロ、200キロくらいやったら大きな問題にはならんと思うし、全体的な調整もあるし。あんまり少なくして来年度の追加が貰えないというのもあるんで、そののところ上手に調整してもらったらええかなと思

っております。

会長： ほかに何かございませんか。

委員： 県の留保枠ってそもそも調整するために持っておこうという枠という理解でよろしいですか。

漁業調整課： そもそもは、マグロが回遊してくると数がまとまるので、枠を超過してしまったときに県全体を超えさせてはいけないので、そういったときに充てられるようにという趣旨で小型魚については、当初から留保枠を設けるような方針を立てております。

委員： わかりました。

会長： ほかにございませんか。無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題３に移りたいと思います。議題３は、「あわびの殻長制限に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料３により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： クロアワビの方が高いんですか。

事務局：　そうです。相場は高いです。クロアワビの方が高いので、本来ならクロアワビの方を積極的に、例えば10センチとか11センチとかにして取組を強化した方が資源にとってはいいだろうと考えられるのですが、実際にクロアワビを採捕されている漁師さんの立場で考えると、資源保護に取り組むのは当然なんだけれども、殻長を1センチ大きくすると、今まで獲れていたアワビが獲れなくなって収入に直接響くという意見もあって、漁業者の間での調整がとれていないということです。マダカとかメガイについては、漁業者の理解が得られているんですけども、クロアワビについては現行のまま獲らしてほしいという声が少なくないので、このようにクロとメガイ・マダカを分けた形で制限を掛けるということになっています。

委員：　どっちの漁獲量が多いんですか。

委員：　どっちも激減してる。アワビの殻長を上げてやると卵を産む率が格段に高くなるっていうのは文献に出てることなんやけれど、現実としては藻場がなくなったということで、殻長制限をしてもそれが育つのかということになっている。極端な例として、もっと小さいうちに、生きてる間に獲った方がいいんじゃないかという極論まで出てきて、それが正しいかもわからんという話が出て来ている。ほんまは殻長を上げて産卵場も増やすのがいいんやけど、貝は大きいけど中身は成長せんということが起こってきたんで、意見がわかれている。激減の原因として海藻がというんやけれど、去年から今年にかけて藻場再生ということで、国の制度を利用して県南のいろんなところで取り組んでいる。阿部とか由岐の方はアラメ・カジメを増やしていきよんやけど、貝は減っていきよる。原因が特定できん。現実的にこういう減少が起きてるんで、海藻だけではなかろうと。海藻が増えたからといって貝が増えない。今のところどうしたらいいかわからない。

委員： どこかで科学的根拠を調べてるところはないんですか。

委員： 国もしてるし、全国いろんなところでしてる。僕らも千葉の外房とか、資源が保たれているところへ行って意見交換するんやけど、なかなか回答が見いだせん。アワビの有名な先生と一緒にしてしよんやけど、なかなか解決策が見いだせん。

委員： 浅川とかトコブシさえ全然獲れんらしい。

委員： 私のところもそう。昨年度初めて放流したけど育たん。

委員： トコブシって珪藻とか、海藻以外のものも食べる能力があるんですよ。それでもトコブシが生きれないってどういう環境なんでしょうね。

委員： 生態系が狂ってる。

委員： 再生産ができんのかもしれませんね。珪藻だけでは再生産するエネルギーが得られないとか。

委員： クロアワビも6センチまではアラメ・カジメがなくても育つ。6センチから卵を産めるサイズになるまでは、どうしても大型の海藻が必要。我々もアラメ・カジメを増やすのは難しいので、ワカメを養殖してそれを沈めて餌にしようとしているが、なかなか効果がでない。

委員： この10年くらい県南で何回も潜っているんですよ。海藻の減り方がとんでもないです。目の当たりに見てきましたけれど。磯焼けが北上していくプロセスを見ていて、すごいびっくりするくらい丸裸になります。しょうがないですよ。

委員： 高水温化っていうのもあるんですけど、栄養塩が減ったと

いうのがかなり大きい。

会長： ほかに何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

次に、議題4に移りたいと思います。議題4は、「遊漁者等の漁具漁法の制限強化に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料4により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： この件で一番問題になるのは所持のことで、したらだめですよって言うんやけど、トラブルになっている。今のところ漁師さんにも言うし、組合長関係では持つということは獲るに等しいけん、持つとる以上は帰ってくださいとお願いベースなんやけど。ほんでできるだけ県南の組合長も、できるだけ組合の方に上げてもらって組合長が行って対応するという形はとっとなやけど、相手によってはトラブルもそこそこある。それと周知するのに県報だけではなかなかなので、町の会報誌にも載せてもらったりして、地元の人にはある程度周知されてきよんやけど、県外の人もようけ来よう。あとこの指示を知った上で、悪質な人もおってなかなか言うこと聞いてくれんというのもある。昨年この指示が出たということで、ある程度周知もされるし、トラブルが起きる前に指示の説明をすれば素直に帰ってくれる人もかなり増えてきた

んで、効果はかなりあると思います。それでもどうしてもなくなった場合はもう一つ強い措置というの皆さんにお願いせなあかんと思うんですが、今のところは様子を見るのかなと思ってます。

委員： 海岸の辺りにやすとかの絵を描いて、禁止とかのマークをつけるのはダメですか。地元の人はいけるけど、県外の人はそのまで見てる訳じゃないから。

委員： 県外から来る人は、ちゃんとホームページ見て来る人がほとんどです。調べて来るんです。密漁だって看板つけてても来る。

会長： ありがとうございます。ほかに何かございませんか。
無いようでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出することにいたします。
それでは次の議題に移りたいと思います。議題5は、「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料5により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案
どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題6は、「第
45回瀬戸内海広域漁業調整委員会の概要について」でござ
います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料6により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問
等がございましたらお願いします。何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましてはこれでお
きたいと思います。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題7は、「第
38回太平洋広域漁業調整委員会の概要について」でござい
ます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料7により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問
等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、本件につきましてはこれでお
きたいと思います。

会長： 議事は以上ですが、その他何かございませんでしょうか。

それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第3
57回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。

長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上